

平成28年度行政事業レビューシート ( 警察庁 )

<b>事業名</b>	犯罪被害給付金			<b>担当部局庁</b>	長官官房			<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始年度</b>	昭和55年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	給与厚生課			給与厚生課長 坂口 拓也	
<b>会計区分</b>	一般会計								
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	・犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律			<b>関係する計画、通知等</b>	第2・3次犯罪被害者等基本計画				
<b>主要政策・施策</b>	犯罪被害者等施策			<b>主要経費</b>	その他の事項経費				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない犯罪被害者等に対して、国が社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等給付金を支給することで、その精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する。								
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は傷害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者等に対し、法律に基づき国が一定の給付金を支給する。								
<b>実施方法</b>	直接実施								
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求		
		補正予算	0	0	0	0			
		前年度から繰越し	0	0	0	0			
		翌年度へ繰越し	0	0	0	0			
		予備費等	0	0	0	0			
		計	1,736	1,737	1,434	1,326	1,116		
	執行額	1,266	1,236	960					
	執行率(%)	73%	71%	67%					
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標年度	目標最終年度	
				成果実績	-	-	-	-	-
	目標値	-	-	-	-	-			
	達成度	%	-	-	-	-			
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							<input type="checkbox"/> チェック		
<b>定量的な成果目標の設定が困難な場合</b>	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と25～27年度の達成状況・実績				
		成果実績である年度ごとの犯罪被害者等給付金の支給件数は、支給対象事件発生数及び申請件数等の増減の影響を受けるが、これらは制御困難な要素であり、定量的な目標は設定できない。			支給対象事件に係る申請に対し、適切に犯罪被害者等給付金を支給し、概ね達成している。				
	代替目標	代替指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標年度	目標最終年度	
	犯罪被害者等給付金の支給(法律に定める要件に合致する犯罪被害者等に対して、法律に定める金額を支給)	犯罪被害者等給付金の支給件数	実績	件	610	595	511		
		目標値							
		達成度	%						
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	犯罪被害者等給付金の支給件数		活動実績	件	610	595	511		
			当初見込み						
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	別添資料参照		単位当たりコスト						
			計算式	/					

平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由
	犯罪被害給付金	1,326	1,116	
	計	1,326	1,116	

**事業所管部局による点検・改善**

	項目		評価	評価に関する説明
	国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○
地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	犯罪被害者支援法第3条により、国が給付金を支給することと定めており、地方自治体、民間等に委ねることはできない。	
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	犯罪被害者等に給付金を支給することで、精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、再び平穏な生活を営むことができるように支援する必要かつ適切な事業であり、優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	
		一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
		競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
		受益者との負担関係は妥当であるか。	○	犯罪被害者等の申請に基づき、都道府県公安委員会による裁定を経た後支出しており、支出先の選定は妥当である。
		単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
事業の有効性	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	法律の規定により、給付金の額の調整が行われており、給付金支給に真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		-	
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	給付金は、犯罪被害者等が受けた精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、再び平穏な生活を営むことができるように活用されている。
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	関連事業との間では、法律の規定により、犯罪被害給付金の支給に当たり額の調整行われている。
	所管府省・部局名	事業番号	事業名	
	厚生労働省		労働者災害補償保険法に基づく保険給付	
	国土交通省		自動車損害賠償保障法に基づく保険給付	
点検・改善結果	点検結果	給付金は、都道府県公安委員会による裁定の結果に基づき警察庁が支出していることから、支出先・使途については把握している。		
	改善の方向性	犯罪被害者等の精神的・経済的打撃を早期に軽減するため、今後も法令に基づき、引き続き実施していく必要がある。なお、犯罪被害者等給付金の額は法令にその算定方法が定められており、今後とも適正な予算執行に努める。		

外部有識者の所見

外部有識者点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り

引き続き、適切かつ効率的な事業実施に努めること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

縮減

平成27年度執行額及び平成28年上半期の犯罪情勢を踏まえ、平成29年度概算要求額の見直しを行った。(210百万円減)

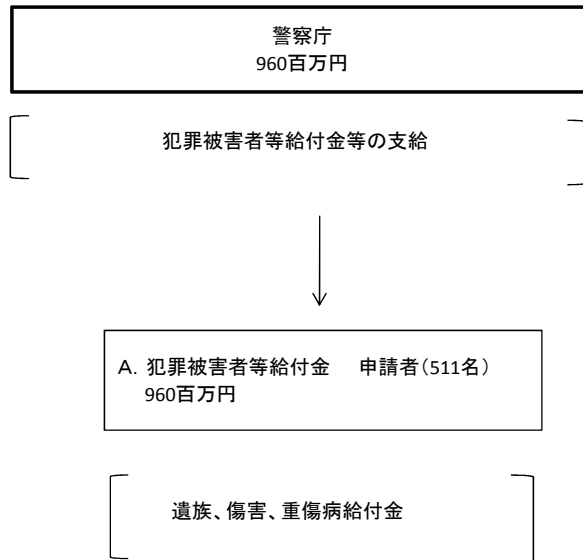
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	当初1-1	平成23年度	40	平成24年度	27		
平成25年度	68	平成26年度	62	平成27年度	55		

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)



A.			B.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
遺族給付金	亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族(231名)	700			
障害給付金	障害が残った犯罪被害者本人(102名)	217			
重傷病給付金	重傷病を負った犯罪被害者本人(178名)	43			
計		960	計		0
C.			D.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
E.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
G.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)



## 犯罪被害給付制度の概要

**趣旨**

故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない被害者等に対して、国が社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等給付金を支給することで、その精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援しようとするもの。

**根拠法**

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)  
(改正:平成13年4月及び平成20年4月)

日本国内において行われた  
人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失を除く)により

被害者が重傷病になった場合

被害者に障害が残った場合

被害者が死亡した場合

### 重傷病給付金

医療費の自己負担相当額

+

休業損害を考慮した額  
(休業加算基礎額 × 休業日)

を1年を限度として支給

**上限額：120万円**

### 被害者本人

重傷病:加療1か月以上、かつ、3日以上  
の入院(3日以上労務に服することができない程度の精神疾患)

### 障害給付金

障害給付基礎額

(被害者の収入日額を基礎として算出)

×

倍数

〔障害等級1級(常時介護) 2880倍  
14級 50倍〕

(最高額～最低額)  
**3,974.4～18万円**

### 被害者本人

### 遺族給付金

遺族給付基礎額

(被害者の収入日額を基礎として算出)

×

倍数

〔生計維持関係遺族  
0人 1000倍  
4人 2450倍〕

(最高額～最低額)

**2,964.5～320万円**

※ 死亡前に療養を要した場合、医療費の自己負担相当額及び休業損害を考慮した額を加算  
**上限額：120万円**

### 遺族(順位は番号順)

①配偶者、(生計維持関係のある)②子、  
③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、  
(生計維持関係のない)⑦子、⑧父母、  
④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

**申請**

- 住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請。
- 日本国籍を有する者又は日本国内に住所を有する者が申請可能。

**支給制限**

- 被害者と加害者の間に親族関係があるとき
- 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき
- 被害者又はその遺族等と加害者との関係その他の事情から判断して、給付金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき

**調整**

労働者災害補償保険法その他の法令により給付が行われるべき場合や損害賠償が行われた場合、その額の限度において給付金を調整。

**除斥期間**

申請は、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはすることができない。やむを得ない理由があれば、その理由のやんだ日から6月以内は申請できる。

**仮給付**

犯人が不明であるなど速やかに裁定することができない事情があるときは、仮給付金を支給。